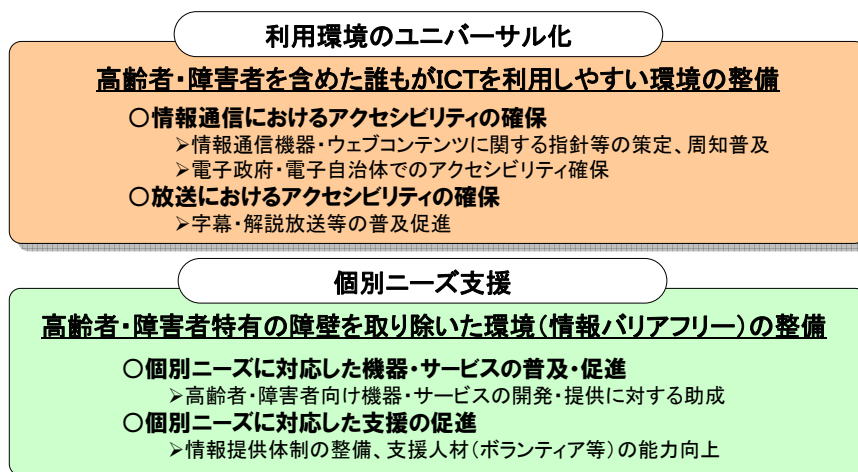


4. 障害者のICT利活用に関わる中央官庁の施策

(1)総務省

総務省では、年齢や身体的な条件による ICT 利用機会の格差（デジタル・ディバイド）を是正し、高齢者・障害者を含め誰もが ICT の恩恵を享受できるような社会の実現に向け、情報バリアフリー施策に積極的に取り組んでいる。

総務省における取り組みの方向性



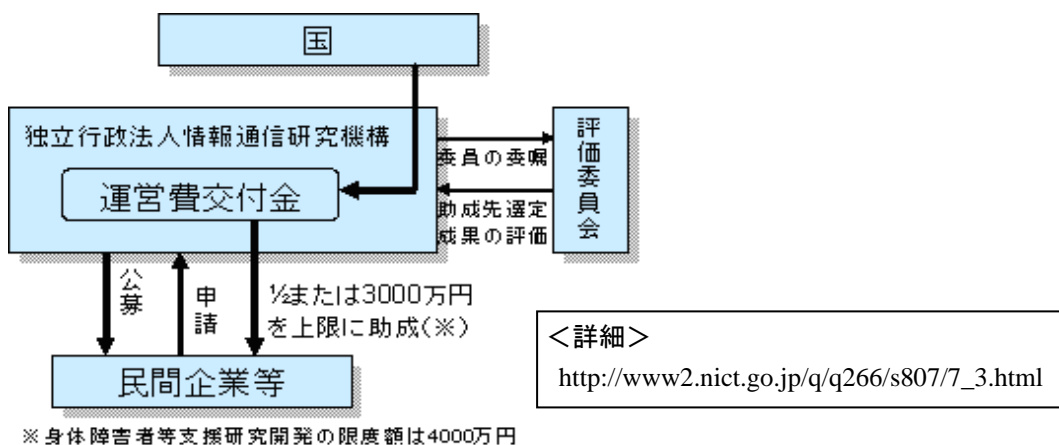
総務省における主な施策の概要

施策	概要
ウェブコンテンツのアクセシビリティ確保	高齢者や障害者を含む誰もが公共分野のホームページやウェブシステムを利用することができるよう、「公共分野におけるアクセシビリティの確保に関する研究会」を開催し、平成 17 年 12 月に、ウェブアクセシビリティの維持・向上を実現するための取組モデルである「みんなの公共サイト運用モデル」を策定。地方公共団体向けのセミナー等を活用して普及促進を実施。 (詳細) http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/w_access/index.html
電気通信分野のアクセシビリティ確保	高齢者や障害者が使いやすい電気通信機器・サービスの開発等を促すガイドラインの策定や普及促進を支援。 平成 19 年 1 月には、ITU-T において日本提案により審議が進められてきた電気通信アクセシビリティガイドラインが、ITU-T の勧告として承認。 <電気通信アクセシビリティガイドラインの概要> 高齢者や障害者が、障害や心身の機能の状態にかかわらず、固定電話、携帯電話、FAX などの電気通信機器やサービスを円滑に利用できるよう、電気通信機器・サービスの提供者が企画・開発・設計・提供等を行う際に配慮すべき事項を示したもの。
視聴覚障害者向け放送の充実に向けた取組	・字幕番組・解説番組等制作費の一部助成 字幕番組、解説番組及び手話番組を制作する公益法人に対する助成を、独立行政法人情報通信研究機構を通じて実施。 ・字幕放送普及目標の策定、進捗状況の公表 「平成 19 年までに字幕付与可能な全ての放送番組に字幕を付

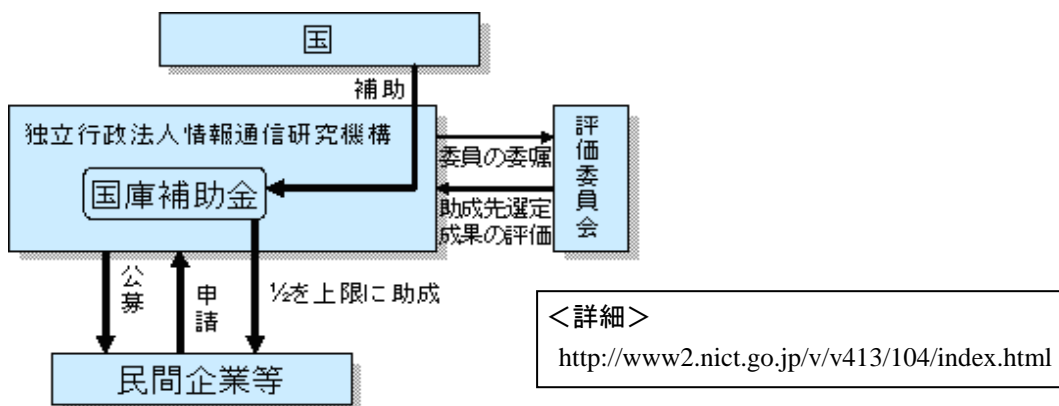
	す」ことを目標とする字幕放送の普及目標を策定。また、各放送事業者の字幕放送等の進捗状況の把握・公表等を実施。
高齢者・障害者向けの情報通信機器・サービスの開発及び提供に対する助成	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者・障害者向け通信・放送サービス充実研究開発助成 高齢者・障害者の利便の増進に資する通信・放送サービスの開発を行うための通信・放送技術の研究開発を行う者に対する助成を、独立行政法人情報通信研究機構を通じて実施。 ・身体障害者向け通信・放送役務提供・開発推進助成 身体障害者向け通信・放送役務の提供又は開発を行う者に対する助成を、独立行政法人情報通信研究機構を通じて実施。
情報提供体制の整備	平成 17 年 9 月に策定された「障害者の IT 利活用支援の在り方に関する研究会」の提言を受け、障害者の ICT 利活用支援の基盤となる情報収集・提供機能に関する実証評価として、「ICT 支援ポータルサイト」を構築。実証評価終了後、本サイトのコンテンツ等は NPO 法人 e-AT 利用促進協会「AT-net 新しいバリアフリーのポータルサイト」において活用。(http://www.e-atnet.jp/)
情報通信人材研修事業支援制度	この制度の中で、障害者の ICT 利活用を支援する技能を有する者を育成するための研修事業に対する支援を行っています。

出所：総務省資料より作成

障害者向け通信・放送サービス充実研究開発助成金のスキーム



身体障害者向け通信・放送役務の提供・開発推進助成金のスキーム



出所：以上総務省資料

(2)厚生労働省

厚生労働省においても、障害者の情報通信技術の利用・活用の機会の拡大を図り、社会参加を一層促進するために、情報バリアフリーを進める施策を実施してきた。

障害者自立支援法の施行に伴い、平成 18 年 10 月から地域生活支援事業のひとつとして、障害者に対する情報バリアフリーを促進する「障害者 IT 総合推進事業」が実施されている。

地域における IT 支援の総合サービス拠点となる障害者 IT サポートセンターを中心に、IT に関する知識の普及・啓発、パソコンリサイクル事業、パソコン教室の開催、パソコンボランティア養成・派遣事業、IT に関する利用相談・情報提供（IT 相談員の設置）等の IT 関連施策が、総合的かつ一体的に取り組まれている。

【障害者 IT サポートセンター（23 自治体 33 か所：平成 18 年 4 月 1 日現在）】

その他にも、視覚障害者が自宅に居ながら全国の点字図書館の蔵書検索や貸出予約等を行うことができる「点字図書情報ネットワーク事業」等の促進に努めている。

また、厚生労働省では、障害者の ICT を活用した就労を支援するために、在宅就労に必要な ICT 技能の教育・指導などを行う重度障害者在宅就労促進特別事業（バーチャル工房支援事業）や、障害者の職業的自立の促進のための措置の一環とした在宅就業障害者支援制度などを実施している。

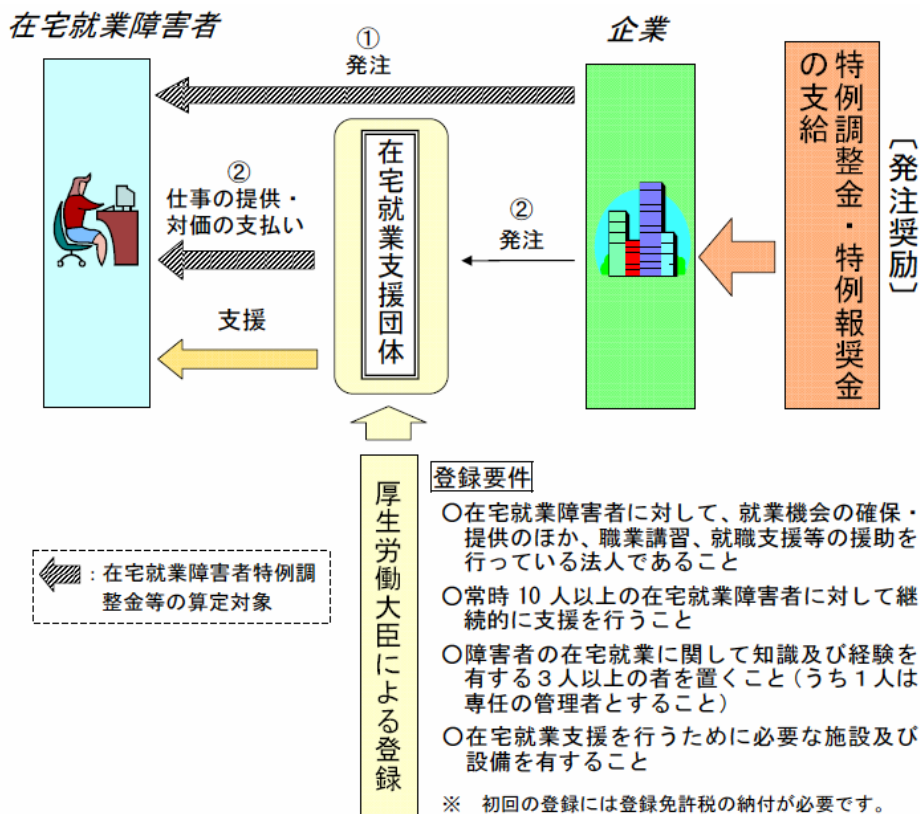
厚生労働省における主な在宅就労支援施策の概要

施策	概要
重度障害者在宅就業促進特別事業 （バーチャル工房支援事業）	<p>在宅の障害者を対象に、IT を活用した仕事の受注・分配等を行う在宅就業事業者（バーチャル工房）に対し、情報機器やインターネットを活用するための能力開発に加え、受注した仕事を用いた訓練指導の実施等を行う場合に補助を行う。</p> <p><事業内容></p> <p>①在宅就労に必要な情報処理技術の教育・指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報機器の貸与 ・アプリケーションソフト操作、グラフィック処理、Web プログラミング、プログラム開発のための工程管理等在宅就労に向けた情報処理技術の教育 ・メールや電話等によるコミュニケーション、自己管理などのビジネスマナー、ソーシャルスキルに関する教育 <p>②企業から受注した作業を用いた訓練指導の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業から受注した実際の作業を教材とした技術指導 ・仕事の進め方についての相談 ・作業環境や機器等の相談 ・職業生活を維持することの相談 ・在宅就業希望者への相談・援助 <p>③自立に向けた支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・起業に向けた、在宅就業支援団体を通じた受注先企業開拓 ・在宅雇用に向けた、在宅就業支援団体を通じた雇用先企業

在宅就業障害者支援制度	<p>開拓</p> <p>一般就労が困難等の理由から在宅で仕事をしている障害者（在宅就業障害者）の支援を行う団体「在宅就業支援団体」を登録。「在宅就業支援団体」は、障害者の在宅就業を支援するため、発注元の事業主と在宅就業障害者との間において、障害者に対しては仕事の発注や各種相談支援等を実施し、事業主に対しては納期や品質に対する保証を行う。企業が在宅就業支援団体を介して在宅就業障害者に仕事を発注する場合などに、特例調整金・特例報奨金が支給される。</p>
障害者保健福祉推進事業「障害者自立支援調査研究プロジェクト」	<p>障害者の自立支援のための先駆的・革新的な試行的取組みにより、より一層の自立支援システムの充実を図ることとした調査研究プロジェクト。平成 18 年度は、在宅就労を含む障害者の多様な就労形態の可能性を広げるとともに、一般就労への移行についてより一層推進することを目的としたテーマも数多く取り組まれた。平成 19 年度も、予算を拡大し実施する予定。</p>

出所：厚生労働省資料より作成

在宅就業障害者支援制度のスキーム



出所：厚生労働省資料